

屋外広告物条例施行規則 改正(案)について

野洲市都市建設部都市計画課

見直しを行う基準

○ 第1種規制地域における許可基準の見直し

① 自家用広告物の総量規制について

② 自家用野立広告物の個別規制について

野洲市屋外広告物条例

○平成26年8月1日施行

○野洲市景観形成方針を踏まえ、市独自のまちなみを創出し、魅力ある良好な景観の誘導を図るため、広がりのある良好な景観の形成と自然豊かな景観保全に向けた規制となっている。



窓口など

- ◆屋外広告物の登録業者の名簿は滋賀県土木交通都市計画課のウェブサイトに掲載されています。
- ◆屋外広告物を含む場合は、滋賀県が屋外広告物の登録を行います。
(大津市を除く)
詳しくは、滋賀県土木交通都市計画課
(TEL 077-528-4184) までお問い合わせください。
- ◆申請書の様式及び添付書類一覧表については、野洲市のホームページからダウンロードできます。

野洲市屋外広告物条例のあらまし

野洲市屋外広告物条例を平成26年8月1日から
施行します。

野洲市都市建設部 都市計画課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
TEL 077-587-6324 / FAX 077-586-2176
e-mail: tosi@city.yasu.lg.jp

野洲市都市建設部



野洲市

経緯

平成21年4月 滋賀県より屋外広告物事務処理権限の委譲を受けて、
「滋賀県屋外広告物条例」を適用し、許可事務を野洲
市で開始

平成24年6月 景観行政団体へ移行
・・・屋外広告物の基準について検討

平成26年6月 野洲市屋外広告物条例一部施行

平成26年8月 野洲市屋外広告物条例全面施行

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体をいう。

広告物の種類

■ 自家用広告物

自己の店名、商標、事業内容などを
自己の住所、営業所、工場等に表示す
るもの

■ 非自家用広告物

自家用広告物に該当しないもの

案内図板

非自家用広告物のうち、
地図や矢印等の案内内容
が表示面積の40%以上を
占めている広告物

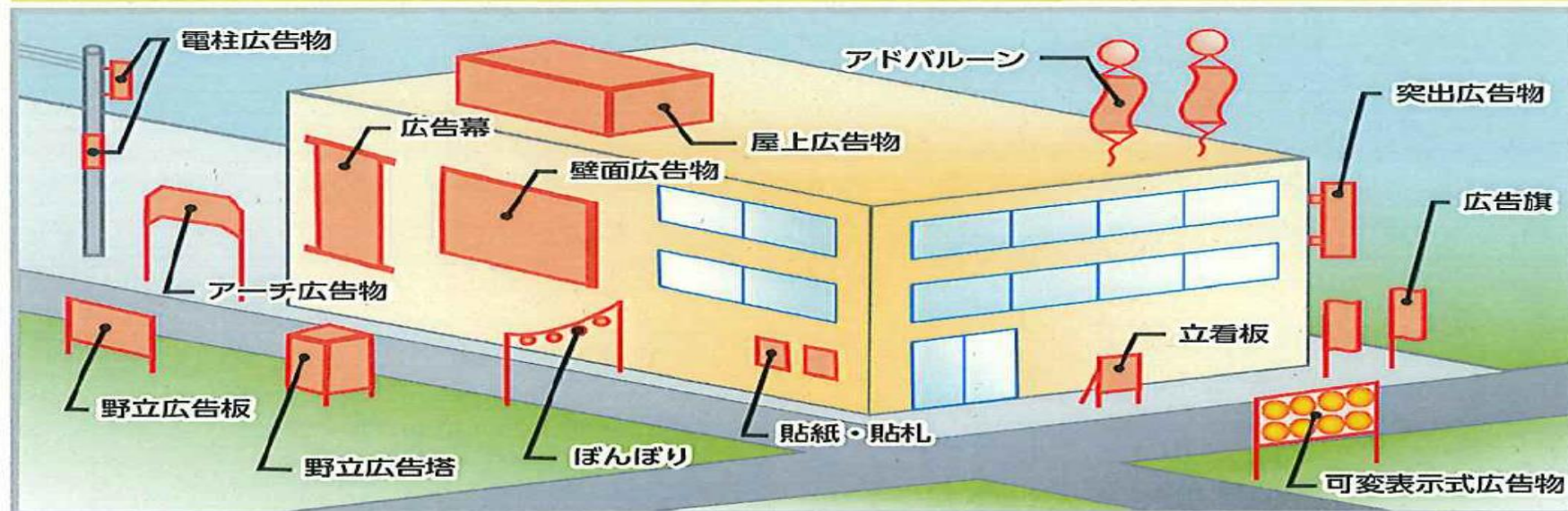


案内内容
40%以上

◆ 可変表示式広告物

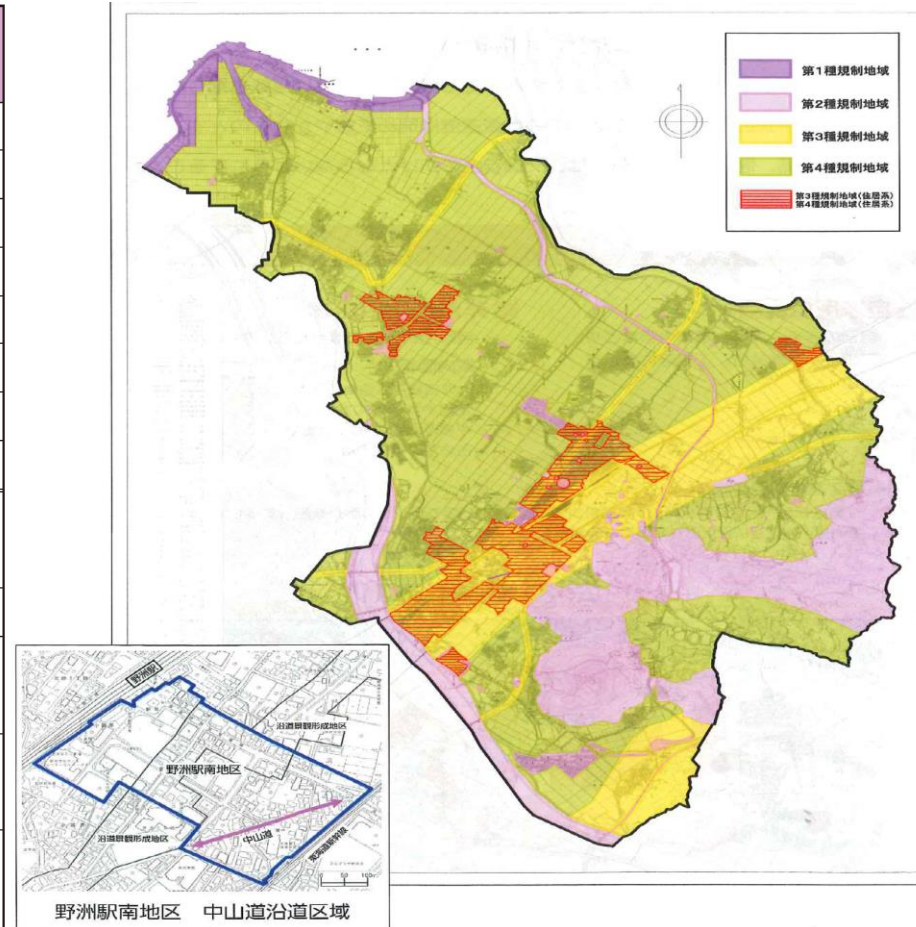
電気等を利用して自ら発光する広告物で、LED・液晶等でデジタル動画を表示するもの、また、
電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

広告物の分類



第1種規制地域

地域の種類			第1種規制地域
自家用広告物の基準	総量規制		15 ㎡
	野立広告板、塔	表示面の幅	幅：4.5m 以下
		高さ	地上から 10m 以下
	壁 面	面 積	壁面の面積 × 1/4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突 出	突出幅	取付壁面から 1.5m 以内かつ官民境界から 1 m 以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
		下端の高さ	【車道】 4.7m 以上 【歩道】 2.7m 以上
非自家用広告物の基準	案内図板	面 積	一面 3 ㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり 5 ㎡以下)
		高 さ	4.5m 以下 (脚含む)
		同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m 以上
	電柱広告	巻 付	下端の高さ：地上高 1.2m 以上 長さ：1.8m 以下 内容は案内図板に限る
		袖 付	下端の高さ：【車道】 地上高 4.7m 以上 【歩道】 地上高 2.7m 以上 長さ：1.5m 以下 突出幅：0.9m 以下 表示面積：1.2 ㎡以下 内容は案内図板に限る



見直しの背景①

○本市の琵琶湖岸（市街化調整区域）は第1種規制地域に指定しており、自家用広告物に対して「総量規制15m²以下」という規制を設けている。

○しかし、湖岸沿いには商業施設・観光施設が一定数存在する。商業・観光業的な利用が想定される施設において、広告物は不可欠な存在であるが、規模に関わらず、一律15m²は公平なのかという課題がある。

○湖岸を有する他市においては、用途地域による自家用広告物の総量規制の除外規定や、市街化調整区域における緩和規定を設けている例があるが、本市においては除外・緩和規定を設けていない。

見直しの背景②

○野洲市都市計画マスタープランでは、琵琶湖湖岸周辺では、観光レクリエーション施設、商業施設等の誘導を図るとしている。

○「みどりとみずべの将来ビジョン」(滋賀県)においても、本市の湖辺域は賑わい創出に資する利用活用を促進すると示されている。

○上記を踏まえ、商業や観光の振興と景観保全の両立を図る必要がある。

見直し内容①

自家用広告物の総量規制について

○表示面積の合計は、 15m^2 以下とする。

○ただし敷地面積が $1,500\text{m}^2$ 以上の施設にあっては、緩和措置を設ける。

(1) 広告物の総和 $\leq 15\text{ m}^2 \times A / 1,500\text{ m}^2$ (A: 敷地面積)

(2) $1,500\text{ m}^2$ 未満の場合は、 $1,500\text{ m}^2$ で算定する。

見直し内容②

自家用野立広告物の個別規制について

○自家用野立広告物については現行の規定のまま、総量規制に緩和規定を設けてしまうと、緩和措置を受けた中で掲出できる面積合計の上限まで野立広告物を掲出することが可能となり、乱立する可能性がある。

(例)敷地面積10,000㎡ならば合計100㎡までの野立広告物の掲出が可能となる。

○野立広告物の乱立を防止する必要がある。



○自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても、表示面積の合計は15㎡以下とする。

地域別規制内容 第1種規制地域(案)

地域の種類 主な場所			第1種規制地域
自家用 広告物の 基準	総量規制		15㎡※1
	野立広告板、塔	表示面の幅	幅:4. 5m以下
		高さ	地上から10m以下
		面積合計	15㎡以下※2
	壁面	面積	壁面の面積×1／4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出	突出幅	取付壁面から1. 5m以内かつ官民境界から1m以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
		下端の高さ	【車道】4. 7m以上 【歩道】2. 7m以上
	屋上	高さ等	設置できません
可変式広告物		設置できません	
非自家用 広告物の 基準	野立 広告板	面積等	設置できません
		高さ	
	野立 広告塔	面積等	
		高さ	
	壁面	面積	
		高さ等	
	突出	突出幅	
		上端の高さ	
		下端の高さ	
	屋上	高さ等	
	同一広告主の広告物に関する 相互間距離		
	可変式広告物		設置できません
	案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)
		高さ	4. 5m以下(脚含む)
		同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m以上
	電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1. 2m以上 長さ：1. 8m以下 内容は案内図板に限る
		袖付	下端の高さ：【車道】地上高4. 7m以上 【歩道】地上高2. 7m以上 長さ：1. 5m以下 突出幅：0. 9m以下 表示面積：1. 2㎡以下 内容は案内図板に限る

※1 敷地面積が1,500㎡以上の施設にあたっては、総量規制に次の緩和を設ける。
 広告物の総和 $\leq 15\text{㎡} \times A / 1,500$ (A:敷地面積)ただし、1,500未満の場合は1,500㎡で算定する。

※2 自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても表示面積の合計は15㎡以下とする。